

記載例

様式第四号は紙マニフェストに係る様式です。
電子マニフェストに係る報告の場合は、様式第五号を使用してください。

様式第四号（第八条の二十九関係）

（表面）

措置内容等報告書			〇〇X年 X月 X日
盛岡市長	様	〒020-XXXX	
		報告者 住所 岩手県〇〇市△△△×××	
		氏名 〇〇株式会社 代表取締役 岩手 一郎 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
		電話番号 019-XXXX-XXXX	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の29の規定に基づき、次のとおり報告します。			
管理票	交付番号	XXXXXXXXXX	産業廃棄物（特別管理産業廃棄物） 収集運搬・中間処理 90日(60日) 最終処分 180日(180日)
	交付年月日	〇〇X年X月X日	
運搬又は処分を委託した産業廃棄物の種類		1 特別管理産業廃棄物（ ②その他の産業廃棄物（ 廃プラスチック類 ））	
運搬又は処分を委託した産業廃棄物の数量		1 t	
報告書を提出することとなった事由の区分及び②～⑤に該当する場合にあつては、当該事由が生じた年月日		① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第8条の28に規定する 期間内 に管理票の写しの送付を受けないとき ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第12条の3第3項から第5項まで又は第12条の5第5項の規定に規定する事項が記載されていない管理票の写しの送付を受けたとき （ 年 月 日） ③ 虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたとき （ 年 月 日） ④ 法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の4第13項又は第14条の5第4項の規定による通知を受けたとき （ 年 月 日） ⑤ 法第14条の3の2第3項（法第14条の6において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたとき （ 年 月 日）	
※運搬又は処分の受託者	氏名又は名称	株式会社△△工業	
	住所	〇〇県〇〇市〇〇町X番X号	
△把握した運搬又は処分の状況及びその把握の方法		(例1) マニフェストDが未返却であるため、処分業者株式会社△△工業へ連絡したところ、破産したことが判明した。 (例2) マニフェストE票が未返却であるため、処分業者株式会社△△工業へ連絡したところ、処分は終了していたがE票の送付漏れがあったことが判明した。	
△生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために講じた措置の内容		(例1) 破産管財人と協議し、委託契約を解除し、処分業者の敷地内にある廃棄物を引取ることとした。引き取った廃棄物は自社敷地内で保管する。処分は新たな処理業者と委託契約し〇月下旬に搬出する。 (例2) 処分業者にマニフェストE票の送付を指示し、〇月〇日に受け取り、△月△日に最終処分済みであることを確認した。	

(裏面)

- 備考 1 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を、「産業廃棄物の数量」の欄にその数量を記載すること。
- 2 ※欄には、この報告書を提出する事由を生じさせた者のみを記入すること。
(注) この報告書を提出する事由を生じさせた者とは、次に掲げる者をいう。
- ①の場合 施行規則第8条の28に規定する期間内に管理票の写しを送付しなかった者
 - ②の場合 法第12条の3第3項から第5項まで又は第12条の5第5項の規定に規定する事項が記載されていない管理票の写しを送付した者
 - ③の場合 虚偽の記載のある管理票の写しを送付した者
 - ④の場合 法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の4第13項又は第14条の5第4項の規定による通知をした者
 - ⑤の場合 法第14条の3の2第3項（法第14条の6において準用する場合を含む。）の規定による通知をした者
- 3 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

(日本産業規格 A列4番)